

地方行政委員会議録 第十六号

昭和三十七年三月七日(水曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事 額田 彌三君 理事 高田 富與君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 太田 一夫君 理事 川村 繼義君

理事 阪上 安太郎君

伊藤 鐵君

小澤 太郎君

八保田 四次君

津島 文治君

山崎 巖君

二宮 武夫君

山口 鶴男君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治事務官 後藤 田正晴君

(稅務局長)

自治事務官 大村 襄治君

(大臣官房參事官)

自治事務官 降矢 敬義君

(稅務局府東稅課長)

自治事務官 佐々木 喜久治君

(稅務局市町村稅課長)

三月六日

委員 門司 亮君 辭任につき、その補欠

として玉置 一徳君が議長の指名で委

員に選任された。

同月七日

理事 川村 繼義君 同日理事 辭任につ

き、その補欠として野口 忠夫君が理

事に當選した。

三月五日

大衆飲食に対する料理飲食等消費稅

輕減に関する請願(川村 繼義君 紹介)

(第一八三三號)

電気・ガスの稅の撤廢に関する請願

(前田 義雄君 紹介)(第一九七九號)

地方交付稅における基準稅率引上げ

に関する請願(山中 貞則君 紹介)(第

一九八〇號)

新消防力の基準による増強費交付に

關する請願(山中 貞則君 紹介)(第一

九八一號)

地方稅法の一部改正に関する請願

(山中 貞則君 紹介)(第一九八二號)

消防施設強化促進法による國庫補助

率引上げに関する請願(山中 貞則君

紹介)(第一九八三號)

國庫補助金、地方債等の基準單価及

び充當率引上げに関する請願(山中

貞則君 紹介)(第一九八四號)

消防職(團)員の特別報償に関する請

願(山中 貞則君 紹介)(第一九八五號)

消防団員に対する退職年金制度の確

立に関する請願(山中 貞則君 紹介)

(第一九八六號)

は本委員會に付託された。

三月二日

町村議員の定年制實施に関する陳情

書(水戸市南三の九百七番地茨城県

町村議會議長長猪瀬利一)(第四二

七號)

地方議會議員の退職年金に関する陳

情書(水戸市南三の九百七番地茨城

縣町村議會議長長猪瀬利一)(第四

二八號)

都民稅の賦課徵收に関する陳情書

(昭島市議會議長長關口茂)(第四二

九號)

同(東京都北多摩郡砂川町町會議長

鳴島勇)(第五〇〇號)

交通事故防止対策確立に関する陳情

書(山口縣議會議長長田熊文助)(第四

三〇號)

電気及びガスの消費稅の撤廢に関する

陳情書(東京都中央區京橋一丁目二

番地東京都中央區電力協會會長五十

嵐甫外二十三名)(第四五五號)

外國人旅客者に対する料理飲食等消

費稅の非課稅措置繼續に関する陳情

書(日本商工會議會所會頭足立正外八

名)(第四九九號)

電気稅の撤廢に関する陳情書(東京

都港區芝三田四丁目七番地全國電力

労働組合連合會會長片山武夫)(第五〇

一號)

釐產稅の輕減反對に関する陳情書

(岐阜縣吉城郡神岡町町會議議長木下

忠治)(第五〇二號)

不動産取得稅の基準稅額算定是正に

關する陳情書(德島縣議會議長伊東

重)(第五三七號)

地方行政の監査制度に関する陳情

書(小金井市議會議長藤川耕作)(第

五三八號)

交通秩序の確立に関する陳情書(廣

島縣議會議長中津井貞外九名)(第五

三九號)

同(德島縣議會議長伊東重)(第五四

〇號)

地方稅改正に伴う地方財源確保に關

する陳情書(鹿兒島縣議會議長大坪

靜夫)(第五七三號)

交通安全対策確立に関する陳情書

(鹿兒島縣議會議長大坪靜夫)(第五

七四號)

潮來水害予防事業の調査に関する陳

情書(茨城県行方郡潮來町大字潮來

九百十七番地の二宮本己之平)(第六

〇二號)

は本委員會に參考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の辭任及び補欠選任の件

地方稅法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九號)

〇園田委員長 これより會議を開きま

す。

この際、お諮りいたします。

理事 川村 繼義君より理事 辭任の申し

出があります。これを許可するに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇園田委員長 御異議なしと認めま

す。よって、理事 川村君の理事 辭任の

申し出を許可するに決しました。

次に、理事 補欠選任についてお諮り

いたします。先例により委員長におい

て指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇園田委員長 御異議なしと認め、理

事に野口 忠夫君を指名いたします。

〇園田委員長 地方稅法の一部を改正

する法律案を議題とし、審査を進めま

す。

この際、地方稅法の一部を改正する

法律案審査小委員長の報告を求めま

す。小委員長 高田 富與君。

〇高田(富與)委員長 たいまから委員

長から報告を求められました地方稅法

の一部を改正する法律案審査小委員會

における審査の経過並びに結果につい

て御報告申し上げます。

本小委員會は、地方稅法の一部を改

正する法律案につきまして、その住民

負担及び地方財政に及ぼす影響の重大

なるに鑑み、去る二月十五日設置

せられ、小委員十一名が選任せられた

のであります。二月二十日第一回の

小委員會を開き、その後、昨六月ま

で、五回にわたって開會し、委員各位

の御精進により、熱心に審査を進めて

参つたのであります。

審査は主として懇談的に進めました

が、税目別に議題とし、まず政府より

改正の要旨について説明を聴取して審

査したのであります。

なお、国との税源配分にかかる道府

県民稅所得割の改正は、所得稅法の一

部を改正する法律案に規定せられてい

る關係から、別途大藏委員會において

審議せられたのであります。この税

が地方稅としてきわめて重要であるこ

○園田委員長 この際、お諮りいたします。
本案についての質疑は、これにて終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○園田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○園田委員長 ただいま委員長の手元

目次中 第二節 入湯税(第七百一条の二十九)
第三節 都市計画税(第七百二条の七)
第四節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税(第七百三

第一節 消防施設税
第一款 通則(第七百条の五十一)第七百条の五
第二款 徴収(第七百条の六十)第七百条の七十
第三款 更正、決定等に関する救済(第七百条の七十一)
第四款 督促及び滞納処分(第七百条の七十六)
第五款 税則取締り(第七百条の八十五)第七百
第六款 使途等(第七百条の八十九)第七百
第七款 入湯税(第七百一条の七十九)第七百
第八款 都市計画税(第七百二条の七)第七百
第九款 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険
第十款 税(第七百三十三条)を

十九
四十九
七十五
七十九
八十四
八十八
九十二
九十六
税(第七百三十三条)第七百三十三条)に改める。

第四條第四項中「軽油引取税」の下に「及び消防施設税」を加える。
第二十四條の五の改正に関する部分の次に次のように加える。
第二十五條第一項に次の一号を加える。

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)、消費生活協同組合法(昭和

に二宮武夫君外九名提出の地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十五条の三の改正規定の前に次のように加える。

に改める。

二十三年法律第二百号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)による組合(企業組合を除く。及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合、森林組合連合会、水産業

合で政令で定めるもの

第三十四條第一項の改正に関する部分中「に改める」を「に改め、同項第五号イ中「七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があつたときは、五万円)」を「七万円。ただし、当該扶養親族が配偶者である場合においては八万円とし、当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があつたときは五万円とする。」に改め、同条第二項第一号中「七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があつたときは、五万円)」を「七万円。ただし、当該扶養親族が配偶者である場合においては八万円とし、当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があつたときは五万円とする。」に改め、同条第三項中「七万円」を「七万円、八万円」に改める」に改める。

第三十七條の二の改正に関する部分の次に次のように加える。
第五十一條第一項中「百分の五・四」を「百分の五・九」に、「百分の六・五」を「百分の七・一」に改める。
第五十二條第一項及び第五項中「六万円」を「十万円」に改める。
第七十二條の三の改正に関する部分の次に次のように加える。
第七十二條の四第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業

協同組合、輸出組合、輸入組合及び輸出入組合

第七十二條の五第一項第四号中「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を削る。
第七十二條の十七の改正に関する部分の次に次のように加える。
第七十二條の十八第一項及び第三項中「二十万円」を「三十万円」に改める。
第七十二條の十九に次の一項を加える。

2 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合(森林法第六十六條第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)、森林組合連合会、水産業協同組合(漁業生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)、輸出水産業組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出入組合、商工組合及び商工組合連合会並びに中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第七十二條の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつ

て算定した金額と当該事業年度開始の日における積立金額との合計額から当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。
第七十二條の二十二第一項の改正に関する部分中「年五十五万円をこえる金額」を「年百万円をこえる金額」を「所得のうち年五十五万円をこえる金額及び清算所得の百分の八」を「所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の七」に、「百分の九」に改め、「百分の九」に、「所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二」を「所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十」を「所得のうち年五百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二」に改め、「千万円」に改め、「千万円」に、「百分の八」を「百分の七」に、「百分の十二」を「百分の十三」に改め、「同条第六項」を「とする」とし、「年五百万円」とあるのは「五百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とするに改め、同条第四項第九号中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、同条第六項に改める。
第七十二條の二十二第一項の改正に関する部分中「同条第十一項」を「同条第十一項中「第七十二條の十九」を「第七十二條の十九第一項」に改め、同項」に改める。
第七十二條の四十一の改正規定中「第七十二條の十五」の下に「若しくは第七十二條の十九第二項」を加

える。

第七十二条の四十八の改正規定中『その所得の総額が年五十万円』を『その所得の総額が年百万円』に、『年五十万円以下の金額と年五十万円をこえ年百万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。』以下の部分の金額』を『年百万円以下の金額』を『五十万円』を『百万円』に、『百万円』を『二百万円』に、『二百万円』を『五百万円』に改める。

第七十三条の四第一項第三号の改正に関する部分中『加える』を『加え、同項第八号中(昭和二十二年法律第百三十二号)』、『(昭和二十三年法律第百三十二号)』、『(昭和二十三年法律第百三十二号)』及び『(昭和二十四年法律第百八十一号)』を削る』に改める。

第七十四条の二の改正規定中『百分の九』を『百分の十三』に改める。

第七十八条第一項第二号の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七十八条の二第二項中『四百円』を『千円』に改める。

第七十八条の三の改正に関する部分中『(第百十五条第一号に規定する飲食を除く。以下本条及び第百十四条の五において同じ。』を削り、』を削る。

第百十四条の五、第百十五条、第百十九條、第百二十一條の二及び第百二十二條の二の改正に関する部分

分の次に次のように加える。

第二百九十六条第一項に次の一号を加える。

三 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合員企業組合を除く。及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第二百九十九條第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十二條第一項中『二千四百円』を『四千円』に、『千八百円』を『三千円』に、『千二百円』を『二千円』に改め、同条第二項中『四千円、三千円及び二千円』を『六千円、四千五百円及び三千円』に改める。

第三百一十四條の二第二項の改正に関する部分中『第一項第一号中』を『第一項各号列記以外の部分中』、『二万円』を『五万円』に改め、同項第一号中『一』に改める。』を改め、同項第五号イ中『七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)』を『七万円。ただし、当該扶養親族が配偶者である場合においては八万円とし、当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは五万円とする。』に改める。』に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十四條の二第二項第一号中『七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)』を『七万円。』

ただし、当該扶養親族が配偶者である場合においては八万円とし、当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは五万円とする。』に改め、同条第三項中『七万円』を『七万円、八万円』に改める。

第三百一十四條の三の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十四條の六第一項中『百分の八・一』を『百分の九』に、『百分の九・七』を『百分の一〇・八』に改める。

第三百一十四條の七第二項の改正規定中『六百円』の下に『(当該扶養親族が配偶者であるときは千円)』を加える。

第三百一十八條第二項第九号の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十九條の二の次に次の一条を加える。

(田又は畑に対して課する固定資産税の課税標準の特例)

第三百一十九條の二の二 田又は畑に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百一十九條の規定にかかわらず、当該固定資産の価格(土地課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は同条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいう。)の三分の二の額とする。

第三百一十九條の三第一項中『前二条』を『第三百一十九條及び第三百一十九條の二』に改める。

第四百九條の二に改める。

第三百一十九條の三第二項の改正に関する部分中『削り、』の下に『同条第二項から第四項まで中『前条』を『第三百一十九條の二』に改め、』を加える。

第三百一十九條の三第五項の改正規定中『前条』を『第三百一十九條の二』に改め、同項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十九條の三第六項から第八項まで中『前条』を『第三百一十九條の二』に改める。

第三百一十九條の三第九項の改正規定中『前条』を『第三百一十九條の二』に改め、同項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十九條の三第十項及び第十一項中『前二条』を『第三百一十九條及び第三百一十九條の二』に改め、同条第十二項中『前条』を『第三百一十九條の二』に改め、同条第十三項中『前二条』を『第三百一十九條及び第三百一十九條の二』に改める。

第三百一十九條の三に三項を加える改正規定によつて加えられる同条第十四項から第十六項まで中『前条』を『第三百一十九條の二』に改める。

第三百一十九條の五の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百一十九條の四第一項中『前二条』を『第三百一十九條の二及び前二条』に改める。

第三百一十九條の五第一項の改正に関する部分中『に改め』を『に、』

『第三百一十九條の二から前条まで及び』を『第三百一十九條の二、第三百一十九條の三及び前条並びに』に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

部分の次に次のように加える。

第三百一十九條第六項中『第三百一十九條の三』を『第三百一十九條の二の二又は第三百一十九條の三』に改める。

第四百三條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百三條中『価格等』の下に『(第三百一十九條の二の二の規定の適用を受ける土地については、その価格に同条に定める率を乗じて得た額を含むものとする。以下同じ。』を加える。

第四百六十五條の改正規定中『百分の十二』を『百分の十七』に改める。

第四百八十九條及び第四百九十九條の改正に関する部分の次に次のように改める。

第四百八十九條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 電気事業者が電気に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令第三十九條第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において『電気供給規程』という。)における料金割引の適用を受ける公衆街路灯に使用する電気に対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九條第九項を次のように改める。

9 農山漁村電気導入促進法第二條第一項の農山漁業団体が使用する電気のうち当該農山漁業団体を組織する者に供給するものに対しては、電気ガス税は課することがで

きない。
第四百九十条中「百分の十」を「百分の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる製品の製造業を営む者又は次の各号に掲げる鉱物の掘採を事業とする者がその事業所又は作業場において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、前項の規定にかかわらず、百分の二とする。

- 一 石炭及び亜炭
- 二 鉄鉱及び砂鉄並びに銑鉄、銅塊、銅材、合金鉄、銅鍛鋼、可鍛鉄、純鉄及び電解鉄
- 三 金鉱及び金地金
- 四 銅鉱及び銅地金
- 五 鉛鉱及び鉛地金
- 六 錫地金
- 七 亜鉛鉱及び亜鉛地金
- 八 硫化鉱、水銀鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、硫黄、石棉、石灰石、可燃性天然ガス及び石油
- 九 アルミニウム地金（アルミナを含む。）及びマグネシウム地金（電解法によるものに限る。）
- 十 ニッケル地金
- 十一 チタン地金（スポンジチタンを含む。）及びジルコニウム地金（スポンジジルコニウムを含む。）
- 十二 ウラン鉱及びウラン地金
- 十三 高純度シリコン、タンタル地金（タンタル粉末を含む。）、ベリリウム銅母合金地金及び希土類金属地金（イットリウム及びスカンジウムを含むものを

含む。)

十四 不透過性炭素、人造電極及び電刷子

十五 中性ソーダ及びソーダ灰

十六 電気製塩（塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の規定によつて塩製造の許可を受けたものに限る。）

十七 硫酸、硝安、塩安、尿素、石灰窒素、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥、焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料、けい酸石灰及び炭酸カルシウム肥料（化成肥料を含む。）

十八 カイバイト

十九 研削材

二十 加里塩（電解法によるものに限る。）並びにりん及びりん化合物

二十一 酸素及び水素（空気分離法並びに水電解法及び深冷分離法によるものに限る。）

二十二 岩綿

二十三 セメント

二十四 電気鋳造耐火れんが

二十五 ふつ素樹脂

二十六 マグネシヤクリンカー

二十七 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、アンモニア及び硫酸

二十八 金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素及びけい酸ソーダ（電解及び電炉法によるものに限る。）

二十九 エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサライド、エチレングリコール、スチレン、ブ

タジエン、アルコール、ケトン、ベンゾール、トルオール、キシロール、フェノール、プロピレンオキサライド、プロピレングリコール及びアルキルフェノール（揮発油、灯油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る。）

三十 合成ゴム（前号のブタジエンを原料とするものに限る。）

三十一 ビニロン、ポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む。）、さく酸繊維、さく酸繊維素、ポリエステル系合成繊維、テレフタル酸（ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）、アクリルニトリル系合成繊維及びアクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）

三十二 塩化ビニル及び塩化ビニル・さく酸ビニル共重合物

三十三 アルコール（やし油を原料として製造するものに限る。）

三十四 パルプ

三十五 竹パルプを原料とする紙

三十六 ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維

三十七 アクリル酸エステル

三十八 ポリカーボネート

第四百九十条の二第一項の改正に關する部分中「に改める」を「に改め、同条を第四百九十条の三とする」に改める。

第五百二十条の改正に關する部分

の前に次のように加える。

第四百九十条の次に次の二条を加える。
（電気ガス税の課税部分と非課税部分等の区分）

第四百九十条の二 電気又はガスを使用する者が第四百八十九条の規定によつて電気ガス税を課することのできない電気又はガス（以下本条において「非課税電気等」という。）と前条第二項の税率によつて電気ガス税が課される電気（以下本条において「特例適用電気」という。）と非課税電気等及び特例適用電気以外の電気又はガス（以下本条において「その他の電気等」という。）とのうちいずれか二以上をあわせて使用する場において、これらを非課税電気等、特例適用電気又はその他の電気等に区分することができないときは、製品又は鉱物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、特例適用電気又はその他の電気等の料金を算出するものとする。

第七百条の十四の改正に關する部分の次に次のように加える。

第四章中「第四節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第三節 都市計画税」を「第四節 都市計画税」に、「第二節 入湯税」を「第三節 入湯税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節 消防施設税

第一款 通則

（消防施設税）

第七百条の五十一 道府県は、市町

村に対し消防に關する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、消防に關する費用に充てるため、及び都の区域内に所在する市町村に対し消防に關する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

（消防施設税の納税者等）

第七百条の五十二 消防施設税は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許又は外国保険事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三条第一項の免許を受けて火災保険事業を行なう者に対し、その者が締結する火災保険契約に係る保険料の金額を課税標準として、当該火災保険契約に係る保険の目的である物件（以下「被保険物件」という。）所在の道府県において課する。

2 一の被保険物件が二以上の道府県の区域にわたつて所在する場合においては、当該被保険物件は、政令の定めるところにより、当該二以上の道府県のうちいずれか一の道府県の区域内に所在するものとみなす。

（消防施設税の課税標準）

第七百条の五十三 消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が道府県内に所在する被保険物件について各事業年度において払い込まれ又は払い込まれるべきことが確定した保険料の金額（当該保険料の金額のうち火災保険契約の異動又は解除により払いもど

したもの又は払いもどすべきものがあるときは、その金額を控除した金額)による。

(消防施設税の税率)

第七百条の五十四 消防施設税の税率は、百分の三とする。

(消防施設税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七百条の五十五 道府県の徴税吏員は、消防施設税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該消防施設税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 消防施設税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の七十八第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消防施設税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の五十六 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人)

第七百条の五十七 消防施設税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また同様、とする。

(消防施設税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百条の五十八 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財

産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防施設税の納税義務者が第七百条の五十七の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立てに對する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

8 第二項の規定による異議の申立て又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。

い。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 徴収

(消防施設税の申告納付)

第七百条の六十 消防施設税の納税者は、自治省令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納税者に係る被保険物件所在の道府県の知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

(財産目録等の提出)

第七百条の六十一 道府県知事は、当該道府県に消防施設税を申告納付すべき者が前条第一項の規定による申告書(以下消防施設税について「申告書」という。)を提出する場合又は当該申告書を提出した後において、消防施設税の賦課徴収に對して必要があると認めるときは、その者に對し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収に對して必要な書類の提出を求めることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第七百条の六十二 申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書の作成の時に對して法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に對して当該法人の経理に関する事務の上司の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合においては、その申告書の記載が自己の意見に反するときには、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある事業の経営の責任者及び事業に係る経理に関する業務の上司の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の経営の責任者に對しても適用があるものとする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七百六十三 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消防施設税に係る故意不申告の罪)

第七百六十四 正当な理由がなく第七百六十一項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税に係る自治省職員の質問検査権等)

第七百六十五 自治大臣は、消防施設税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合及び第七百六十一項第四項の規定による不服の申出に対する決定のために必要がある場合においては、その指定する職員をして、

次に掲げる者に質問させ、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で消防施設税の賦課徴収に關し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消防施設税に係る自治省職員の検査拒否等に関する罪)

第七百六十六 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による自治省の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

るほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の脱税に関する罪)

第七百六十七 詐偽その他不正の行為によつて消防施設税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免れた額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(消防施設税の納期限の延長)

第七百六十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、消防施設税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

(消防施設税の減免)

第七百六十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において消防施設税の減免を必要

とするに認める者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、消防施設税を減免することができる。

(消防施設税の更正及び決定)

第七百七十 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出した場合において、当該申告に係る消防施設税の課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、消防施設税の課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した消防施設税の課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて消防施設税の課税標準額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七百七十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下消防施設税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過

した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第七百六十一項の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下消防施設税について同じ。の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該不足額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があるに認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する消防施設税の延滞金)

第七百七十二 消防施設税の納税者は、第七百六十一項の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、

この限りでない。

2 道府県知事は、納税者が第七百条の六十第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百条の七十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合において、第七百条の七十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額が二千円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期限が一月以

内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、その期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において第七百条の七十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、前号に規定する期間

三 第七百条の七十第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において第七百条の七十第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正の通知をした日までの期間 道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合にお

いて、その提出が当該納税者に係る消防施設税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の重加算金)

第七百条の七十四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金

額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと。

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

第三款 更正、決定等に関する救済

に關する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済

第七百条の七十五 第七百条の七十第四項又は第七百条の七十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の通知を郵便をもつて送付した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の

期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第一項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴があつても、消防施設税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合において、これを停止することができる。

第四款 督促及び滞納処分

(消防施設税に係る督促)

第七百条の七十六 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下消防施設税について同じ。)までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(消防施設税に係る督促手数料)

第七百条の七十七 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(消防施設税に係る滞納処分)

第七百条の七十八 消防施設税に係る滞納者が次の各号の一に該当す

るときは、道府県の徴税吏員は、当該消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人において前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 消防施設税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちに財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができるときにおいて、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつきすでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこ

れらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ

6 前各項に定めるもののその他消防施設税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前六項の規定による処分による不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができ

8 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

9 第七項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から六十日以内になければならない。

10 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

11 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第七項の期間に算入しない。

12 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

13 第一項から第六項までの規定による処分は、当該道府県の区域外においても行なうことができる。

14 第七項の規定による異議の申立て又は第十二項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場

合においては、その執行を停止することができ

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七百条の七十九 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立て(前条第七項の規定により異議の申立てをすることができるとき期限を経過したものを除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければならない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押え その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴

えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押え動産等の搬出及び換価の制限)

第七百条の八十 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立てに係る滞納者は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消しの制限)

第七百条の八十一 第七百条の七十九第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分について行なわれるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行なわれている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影

響を及ぼさせることが適當でない
と認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立てに係る処
分を取り消すことが公共の福祉
に適合しないと認められると
き。

2 前項の規定による異議の申立て
の棄却の決定には、処分が違法で
あること及び異議の申立てを棄却
する理由を明示しなければならな
い。

3 第一項の規定は、道府県に対す
る損害賠償の請求を妨げない。
(消防施設税に係る滞納処分に関
する罪)

第七百条の八十二 消防施設税の納
税者が滞納処分の執行を免れる目
的でその財産を隠蔽し、損壊し、
道府県の不利益に処分し、又はそ
の財産に係る負担を偽つて増加す
る行為をしたときは、その者は、
三年以下の懲役若しくは五十万円
以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

2 納税者の財産を占有する第三者
が納税者に滞納処分の執行を免れ
させる目的で前項の行為をしたと
きも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき
納税者又はその財産を占有する第
三者の相手方となつた者は、二年
以下の懲役若しくは三十万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

4 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務又は財

産に關して前三項の違反行為をし
た場合においては、その行為者を
罰するほか、その法人又は人に対
し、当該各項の罰金を科する。
(国税徴収法の例による消防施設
税に係る滞納処分に関する検査拒
否等の罪)

第七百条の八十三 次の各号の一に
該当する者は、十万円以下の罰金
に処する。

一 第七百条の七十八第六項の場
合において、国税徴収法第四百
十條の規定の例によつて行なう
道府県の徴税吏員の質問に対し
て答弁をせず、又は偽りの陳述
をした者

二 第七百条の七十八第六項の場
合において、国税徴収法第四百
十一條の規定の例によつて行な
う道府県の徴税吏員の帳簿若し
くは書類の検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避し、又はその帳簿
若しくは書類で偽りの記載をし
たものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務又は財
産に關して前項の違反行為をした
場合においては、その行為者を罰
するほか、その法人又は人に対
し、同項の罰金を科する。
(消防施設税に係る延滞加算金)

第七百条の八十四 道府県の徴税吏
員は、督促状を發した場合におい
ては、消防施設税額が百円以上で
あるときは百円(百円未満の端数
があるときは、これを切り捨てる
。)について一日三銭の割合をも
つて、督促状を發した日から起算

して十日を経過した日の翌日から
税金完納の日までの日数によつて
計算した延滞加算金額を加算して
徴収しなければならない。ただ
し、公示送達の方法により督促を
した場合、納入金又は税金を滞納
したことに對してやむを得ない理
由があると認める場合及び延滞加
算金額が十円未満である場合にお
いては、これを徴収しない。

2 前項の延滞加算金額は、税額の
百分の五をこえることができな
い。

第五款 犯則取締り
(消防施設税に係る犯則事件に関
する国税犯則取締法の適用)

第七百条の八十五 消防施設税に関
する犯則事件については、国税犯
則取締法の規定(第十九条ノ二及
び第二十二條の規定を除く。)を準
用する。

第七百条の八十六 前條の場合にお
いて、国税局長の職務は道府県知
事、税務署長の職務は道府県知
事又は当該道府県の条例で設置す
る支庁、地方事務所若しくは税務
に關する事務所の長がそれぞれ行
ない、国税局又は税務署の収税官
吏の職務は、道府県知事がその職
務を定めて指定する道府県の徴税
吏員が行なうものとする。この場
合において、道府県知事は、消防
施設税に關する犯則事件が道府県
知事を除く税務署長の職務を行な
う者がその職務を行なう区域外に
おいて発見された場合に限り、税
務署長の職務を行なうことができ
る。

第七百条の八十七 第七百条の八十

五の場合において、収税官吏の職
務を行なう者は、その所屬する道
府県の区域外においても消防施設
税に關する犯則事件の調査を行な
うことができる。

第七百条の八十八 第七百条の八十
五の場合において、消防施設税に
關する犯則事件は、間接国税以外
の国税に關する犯則事件とする。

第六款 使途等
(消防施設税の市町村に対する交
付)

第七百条の八十九 道府県は、自治
省令で定めるところにより、各年
度における消防施設税の収入額
(各年度において納付された消防
施設税の税額に相當する額から過
納又は誤納に係る消防施設税の還
付金の支払額に相當する額を控除
した額をいう。以下同じ。)に相當
する額を当該道府県の区域内の各
市町村の人口、家屋の床面積等を
基礎として政令で定める基準に基
づいてあん分した額を当該市町村
に對して交付するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、
自治省令で定めるところにより、
各年度における消防施設税の
収入額に相當する額から都がその
特別区の存する区域に係る消防に
關する費用に充てるものとして政
令で定めるところによつて算定し
た額(以下第七百条の九十一にお
いて「特別区に係る消防施設税の
収入相当額」という。)を控除して
得た額を交付総額とし、これを都
の区域内の各市町村の人口、家屋
の床面積等を基礎として政令で定
める基準に基づいてあん分した額

を当該市町村に對して交付するも
のとする。

(市町村長の道府県知事等に対す
る不服の申出)

第七百条の九十 市町村長は、前条
の規定によつて道府県から交付を
受けるべき金額その他当該金額の
交付について不服がある場合にお
いては、自治省令で定めるところ
により、当該道府県の知事に対し
て、不服の申出をすることができ
る。

2 前項の申出に對する道府県知事
の決定は、その申出の受理した日
から三十日以内にしなければなら
ない。

3 前項の決定は、理由をつけて不
服の申出をした市町村長に通知し
なければならぬ。

4 第二項の決定に不服がある市町
村長は、道府県知事を經由して、
自治大臣に對して不服の申出をす
ることが出来る。

5 道府県知事は、前項の不服の申
出を受理した場合においては、そ
れに意見をつけて、遅滞なく、自治
大臣に送付しなければならない。

6 自治大臣は、第四項の申出を受
けた場合において、その申出につ
いて正当な理由があると認めると
きは、道府県知事に対し必要な指
示をすることが出来る。

(消防施設税等の使途)

第七百条の九十一 都は特別区に係
る消防施設税の収入相当額を、市
町村は当該市町村が第七百条の八
十九の規定によつて交付を受けた
金額をそれぞれ消防に關する費用
に充てなければならない。

(政令への委任)

第七百九十二条 第七百九十五条の五十一から前条までに定めるもののほか、消防施設税の賦課徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第七百三十四条の改正に關する部分を次のように定める。

第七百三十四条第三項中「二千四百百円を「四千円」に、「三千円」を「五千円」に、「四千円」を「六千円」に、「四千六百円」を「七千円」に、「百分の八・七」を「百分の九」に、「百分の九・七」を「百分の十・八」に、「百分の十三・五」を「百分の十四・九」に、「百分の十六・二」を「百分の十七・九」に、「第三百十四条の七第一項中「千円」とあるのは「二千元」と」に改める。

附則第六条中「第五十三條第十項及び」を「第二十五條第一項第三号、第五十一條第一項、第五十二條第一項及び第五項、第五十三條第十項並びに」に改める。

附則第十三条中「新法」の下に「第七十二條の四第一項第五号、第七十二條の十九第二項」を加える。

附則第二十七條中「第二百九十二條第一項第四号」の下に「第二百九十六條第一項第三号、第三百二十二條、第三百十四條の六第一項」を加える。

附則第三十九條中「第一項、第二項、第四項及び第十一項」を「第三項及び第九項、第四百九十九條第二項並びに第四百九十九條の二」に改める。

附則第四十條中「第四百九十九條」を「第四百九十九條第一項」に改める。

附則第四十七條及び第四十八條を削る。

附則第四十六條を附則第四十七條とし、附則第四十二條から附則第四十五條までを一條ずつ繰り下げ、附則第四十一條の次に次の一條を加える。

(消防施設税に關する規定の適用)

第四十二條 新法第七百九十五条の五十一から第七百九十五条の九十二までの規定は、昭和三十一年四月一日以降に於いて締結された火災保險契約に基いて収入し、又は収入すべきことが確定した保險料に係る分から適用する。

附則第四十九條中第四條の三の改正に關する部分を削り、附則第四十九條を附則第四十八條とする。

附則第五十條中「百分の九及び百分の十二」を「百分の十三及び百分の十七」に改め、同條を附則第四十九條とする。

附則第五十一條及び附則第五十二條を削り、附則第五十三條を附則第五十條とする。

附則第五十四條中第四條、第十三條及び第十七條の改正に關する部分を次のように改める。

第四條第一項第三十二號中「評価について」の下に「固定資産評価基準を定め、並びに」を加える。

第十三條第三号中「評価について」の下に「固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、同條第十五号中「固定資産評価制度調査会」を「中央固定資産評価審議會」に改める。

第十七條第八号中「固定資産評価基準並びに」を削る。

附則第五十四條を附則第五十一條とする。

附則第五十五條及び第五十六條を削る。

削り、附則第五十七條を附則第五十二條とし、附則第五十八條を附則第五十三條とし、附則第五十九條を附則第五十四條とする。

本修正の結果必要とする経費は平年度約三百六億円である。

○國田委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。二宮武夫君。

○二宮委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております政府提案の地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、修正の概要を御説明申し上げまして、提案理由の説明にかえたいと思つてござい

ます。三十六年度の当初予算の審議におきまして、政府は地方税法の一部改正案の説明を行なつた際に、三十七年度のこそ、税制調査会の最終的な答申案ができることでもあるから、その答申を待つて、行政事務の再配分を前提として、国税と地方税との抜本的な税源配分を行ない、地方行政水準の向上をはかりたいと、非常に語調強くその決意のほどを披瀝したしたのでござい

ます。従つて、本年度の地方税の改正案につきましては、私も多大の期待を

持つておつたのでございませうけれども、出されて参りました法案を見て、審議をいたして参りますと、非常にその期待を裏切られたという感じがいたすわけでございませう。国税と地方税とを通する抜本的な改革に触れることな

その上、都道府県民税の増税、あるいは高級料理店に対する税の減免、入場

税の増徴等による地域間の不均衡の拡大、こういう問題を招来するおそれさえもあるように感ずるわけでござい

ます。なお、国税における税の徴収法に見られるように、徴税強化の方向が地方税にも及びかねないという心配があるものであります。従つて、わが党

といたしましては、現段階における地方税の改正の重点目標といたしまして、第一に、地域間の不均衡是正と税源配分を再度検討してみようというこ

と、第二に、大企業等の特權的な税の減免特權を改廢をいたしまして、自主財源を地方自治体に対して充實をさ

せてやる、第四に、地方行政水準の向上のために、地方財源を強化してやる、このようない重点目標を持ちまし

て、この目標達成のために、単に地方税の問題だけでなく、やはり次に示すような問題が並行に推進をされる必要があるというように考えるわけで

ございませう。その第一点は、国庫負担金の増額、国庫補助率とその補助単価の引き上げ、第二番目に税外負担の解消、第三番目に法定外普通税の整理等超過課税を標準税率に近づけてくる、こういう

努力、第四番目に、後進地域開発に對する国庫負担の増額、第五番目に、基

地あるいは国有林等を有するところの地方自治体に対する交付金、産業地帯に對する特別交付税等の財政的な助

成、第六番目に、地方債の自由化、このようない問題を総合的に進める中に、この地方税による地方財政の確立というものができるものであるというように考へておるわけでございませう。

以上の見地に立ちまして、各税目別にその修正内容を簡潔に御説明申し上げたいと思ひます。

まず、地域間の不均衡是正と税財源の再配分といたしまして、私も、たゞひ取り上げたいと思ひますのは、たゞ消費税の税率を政府原案よりも大幅に引き上げて、三〇%とすることによりまして、四百二十五億円の増を

期待したい。第二番目に、入場税と税の制度というものは廃止することに反對いたしますので、その税額八十五億円の留置額としてとめて参りたい、このように考へるわけでございませう。

次に、大企業負担の軽減としましては、住民税におきましては、給与所得控除の限度額を引き上げて、現行の二万円から五万円に引き上げることによりまして、約三億円の税源の減額

とございませう。配偶者に対する扶養控除及び扶養親族控除等の引き上げによりまして、これは本文方式あるいはただし書き方式によつて違ひますけれども、これらを含めまして百十億の減額、道府県民税所得割の税率に對しましては反對をするという立場をとつて参りたいと考へるわけでございませう。

次に、昨年度新設されましたところの農協、生協等に対するところの非課税措置を再び前のように復元をいたしたいというように考へるわけでございませう。これによりまして三億円の減額とございませう。事業主控除の引き上げによりまして四十四億円の減。特別法人に關する税率の引き上げ、これによりまして、これはあまり税額の面に大して差額は生じて参らないようございませう。

す。農協、生協等に対する非課税の措置の復元、これによって二億円の減。

次に、料理飲食等消費税に對しましては、高級料理店等に対する微税をやはり張化する、あるいは脱税を防止するといふ方途を講ずるために公給領収書の発行に對しましては、これを厳重に監視をしていくという態度をとつて参りたいと考えておるわけでございす。なお、本年度から廃止をされることになつておりますところの外人客に對する非課税の即時廃止、この問題につきましては、多少いまだにもややもしたものが残つておるような印象を与えるわけでございすけれども、これはすつかりした際で即時廃止をして参りたい、このように考えるわけでございす。

次に、電気ガス税の税率の引き下げでございす、これによつて百五十億の減額を見込んでおるわけでございす。

固定資産税の課税標準に對しましては、特に農家の生活実態から考えまして、その課税標準を評価の三分の二の額にいたしたい、このように考えておるわけでございす、これによるところの減額は大体六十九億、こういう程度になるわけでございす。

なお次に、特権的な税の減免というものを行なわれておるわけでございす、これを復元いたしまして、そして自主財源を何とかして充實いたしたい、このように考えておるわけでございす、特に電気ガス税の大企業に對する減免措置の二割だけ本年度復元する、これが従つて増税になるわけでございす、四十三億の増でございす。

法人住民税の税率を引き上げる、こういうことによりまして、内容は詳しくは省略いたしますけれども、相当額の増額になつて参るわけでございす。法人事業税の税率を引き上げまして、特に年所得五百万円をこえるものに對しましては一二%という事業税からこれを三%に引き上げることによりまして、大体百三十五億の増を来たすわけでございす。

第四に、地方行政水準向上のための地方財源を、ぜひ張化をいたして参りたい、このように考えまして、特に財源不足を来たしております消防の税金に對しましては、消防施設税を創設いたしまして、収入火災保険料の三%をもつてこれに充てるということ、十八億の増税を考えるわけでございす。

次に、ゴルフ場の利用にかかる娯樂施設利用税の税率を引き上げまして、従来一人一日四百円でございしたものを、一千元に引き上げることによつて、四十四億円の増を見込んでおるわけでございす。

従いまして、以上のような概要をもつて私どもの地方税に對する修正案といたしておるわけでございす、これによつて増の分、あるいは減の分というのが出て参るわけでございすけれども、その内容の説明は、文書によつて御配付を申し上げることによつて御検討をいただきたいと思つてございす。

以上のような修正案でございす、が、当委員会におきましては、特に地方行政水準の向上等につきまして地方財政を強化する意味において超党派的に審議を進めて参りました關係上、ど

うか一つ社会党の修正案に對しましては御賛成をいただきたいということを希望いたしました、提案理由の説明を終りたいと思つて、(拍手)

○國田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

修正案について御発言はありませんか。—なければ、この際国会法第五十七條の三の規定により、内閣より意見があればお述べ願ひます。

○安井國務大臣 ただいま御提案になりました修正案につきましては、内閣としては次の理由により反対をいたさざるを得ないと思ひます。

本修正案のように、たゞ消費税の税率をさらに引き上げること、及び入場料と税を存続することは、国の租税及び専売益金の収入の減少をもたらし、昭和三十一年度の国の歳入計画に重大な支障を与えるので適當ではなからうと存じます。

なお、政府は今回納税者に對して負担の軽減をはかりながら、国及び地方の財政の実態に即応して、国と地方団体との間の税源配分及び税源帰属の適正化の措置を講じておりますので、現状においてこれ以上の措置をとることは困難であると存しておる次第でございす。

○國田委員長 これより討論に入ります。地方税の一部を改正する法律案及びこれに對する修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありますのでこれを許します。前田義雄君。

○前田義雄委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題とな

りました政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するとともに、日本社会党提出の修正案に對するものであります。

地方税制につきましては、国民の租税負担の軽減合理化の見地から、なお、幾多の改善すべき点があると考えますが、地方財政の現況は、経済の好況と財政健全化の措置と相まって、逐次好転しつつあるといへ、今なお地方行政の水準は低く、住民の要望にこたへて措置すべき問題が多く残されているのであります。従つて、地方税制の改正を行なうにあたりましては、こ

のような地方財政の実態を考慮しながら、その実情に即して行なうことが必要であると存するものであります。しかしながら最近の経済情勢からすれば、国民所得の水準も次第に向上し、地方税においてもかなりの自然増収が見込まれる状況にありますので、地方財政の実情の許す限り、住民負担の軽減合理化をはかることが肝要であると思つておりますが、同時に、今後とも地方財政の自主性、健全性を強化することも、考慮すべきであると思ひます。政府提出の地方税法の一部を改正する法律案は、大衆負担、中小企業者の負担の軽減、合理化をはかるため、市町村民所得割における低額所得者に對する税率の緩和、事業税における中小企業者に対する税率の引き下げ、電気ガス税の税率の引き下げ、料理飲食等消費税の負担の軽減等を行なうこととし、また税負担の均衡化、合理化をはかるため、住民税、不動産取得税、娯樂施設利用税、自動車税、固定資産税、電気ガス税、国民健康保険税等、全般にわたつて所要の改正を加えるこ

ととしておるものでありまして、その内容を見ましても、政府原案はきわめて適切、妥當なものであると存じます。一方、地方財政の自主性と健全性をさらに推進するため、税源配分及び税源帰属の適正化について、所要の改正を行なうこととしておるのであります。すなわち、別途所得税法の改正により、所得税に道府県民税の総合負担を軽減する方向で、所得税収入の一部を道府県民税の収入として移譲を受け、道府県民税の所得割の税率を改正するとともに、たゞ消費税の税率を二%程度引き上げ、その課税標準を合理化し、法人事業税の分割基準を改善し、あわせて入場税の地方譲与の制度を廃止することとしておられて、このような改正措置と相まって、住民負担の軽減、合理化と地方財政の自主性、健全性の推進が、ともにはかられるものと考えられますので、政府原案に賛成するものであります。

しこうして、日本社会党から提出された地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案は、政府原案に比較しますと、一段と大幅な減税を内容とするものであります。地方財政の現状からすれば、これを行なうことはきわめて困難であり、特に財源貧弱な団体に及ぼす影響を考慮するときは、減収補填も事実上容易でないもので、地方財政運営の健全化をはかる見地から、とうてい賛成しがたいものであります。以上により、政府原案に賛成し、日本社会党の修正案に反對の意思を表明する次第であります。(拍手)

○國田委員長 山口鶴男君。

○山口鶴男委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題とな

なっており、まず地方税法の一部を改正する法律案につきまして、政府提出法案に反対をいたし、わが日本社会党提出にかかるところの地方税法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行ないたいと思います。

まず、政府提出法案について指摘をいたさなければならぬ第一の点は、国税、地方税を通ずる国民負担の割合の問題でございます。昭和三十七年度の負担率は、実に二二・三％に達しておるわけでございまして、昭和三十五年度当初の二〇・五％、昭和三十六年度当初の二〇・七％をはるかに上回っておりまして、戦前の平均でありました二・九％程度の負担に比較をいたしますならば、実にその倍額に達しておる状況でございます。これでは池田内閣の政策は、所得増進ではなくて税金増政策であると言われても、反駁しようがないのではなからうかと思ふのであります。さて、この二二・三％の負担は、かつてドッジ・ラインが実施をせられて、MPPを使い、警察を使って徴税強化を行なった、かの昭和二十四年以来の重税というところになっております。当時の大蔵大臣は、振り返ってみますと池田大蔵大臣でございまして、現在の池田首相が政権を担当しておるわけでございしますが、結局、池田首相が、経済には弱い税には強いというような性格を端的に現わしている。こういうふうな私どもは受け取らざるを得ないのであります。しかも税制調査会は、その答申にあたりまして、国民の負担の割合は二〇％程度で押えることを基本目標といたしておるわけでございまして、政府が、真に諸機関を尊重するという

態度をとるといたしますならば、税制調査会の答申の枝葉末節の個々ばらばらな点を取り上げて、基本目標を捨て去るということでは、全く諸機関を軽視でありまして、選挙制度審議会の答申を無視した態度と全く同一である、かように私どもは考えざるを得ないのであります。

さて、第二の問題点は、税負担の強化というものが、主として地方税において非常に激しいという点であります。昨年の住民税改正におきまして、従来とは異なりまして、所得税の減税を住民税に持ち込むということについては、過激をいたしましたのであります。でありますから、本年の市町村民税について考えてみますと、所得税における専従者控除あるいは基礎控除というものをやりまして、これが住民税に影響がない、こういう格好でございます。結局、本年の住民税は、非常に過酷な形にならざるを得ないのであります。

次の問題点は、先ほど提案者の二宮委員も強調せられました府県民税の問題であります。今回政府は、長い間の懸案でございました中央地方を通ずる税源配分をすると称しまして、所得税の一部を府県民税に移譲したのであります。しかしこれは全く不徹底でありまして、税源全体としては大した効果も上げておられないわけでございすけれども、振り返って、それでは個人の住民がどういふふうな負担をこうむるかという点を考察してみますならば、従来府県民税は最低〇・八％から五・六％に至るまでの十三段階の累進税率でございました。しかるに、今回これを百五十万未満及び百五十万超の

二段階の比例税率制度を採用いたしましたのでございます。従いまして、個々の所得階層における負担を考えてみますと、七十万あるいは百万という所得階層におきましては、実に府県民税が昨年に比べて八〇％ないし四〇％というふうな非常に増税になるのであります。しかるにこれに反しまして、所得二千万以上のいわゆる超高額所得者につきましては、かえってこれが減税になる、こういった非常に不均衡な形をとっております。これは明らかに累進税率を改めて比例税率を採用した結果によるわけであります。このような税の徴収の仕方は、まさに悪平等そのものである、かように私どもは断ぜざるを得ないのであります。

次は、入場税と税の廃止の問題であります。本来、入場税と税は、地方の独自の財源でございました。政府が入場税そのものを廃止するというのなら、けつこうでありますけれども、入場税は取るのであります。政府がそのまゝふところに入場、地方にはやらないということでありまして、これは地方団体の本来の財源であった入場税と税を、廃止をするということでありまして、全く本末転倒と言わざるを得ないと思ふのであります。特にこの入場税と税につきましては、人口比率で配分をするというふうな形から、実態をいたしまして、比較的前進果に対して多く配分をせられ、特に後進府県の財源の強化に役立っておりますことを考えてみても、この入場税と税制度廃止という問題は全く遺憾であると言わざるを得ないのであります。

次に第四の問題点は、これまた二宮委員が指摘せられた点であります。大企業独占資本に対する特恵的ないわゆる税の減免措置の問題であります。国税におきましては、すでに一千七億圓に上る不当な税の減免が行なわれておるわけでございまして、地方税におきましては固定資産税の減免が百八十六億圓、電気ガス税の減免が百五十九億圓、その他のものを含めまして三百八十九億圓に達しており、さらに、国税のはね返り部分を含めまして、さばらば、実に合計八百二十三億圓に上っておりますのであります。昨年の実態が七百億圓でございましたから、本年はさらにこれよりも百数十億圓増加しているという状況であります。税制調査会におきましては、特権的なこの租税特別措置については、これを整理合理化の方向に進むべきだということを強調いたしておるのであります。政府のやり方を見ますと、整理合理化どころか、増額合理化というふうな形になっておるわけでございまして、全く税制調査会の答申を無視するものである、かように断ぜざるを得ないと思ふのであります。

さらに、この電気ガス税の減免等について見ますと、従来は減免をしておらなかったところのレインであるとか、あるいはバルブであるとか、こういった産業に対して、本年新たに減免を行なうといたしておるのであります。レイン、バルブ等につきましては、これは長い間の歴史ある産業であり、今回あらためてこれに加えなければならぬという理由はどうもつものないと思ふのであります。こういうものを新たに加え、そして特に大企業に奉仕をする、こういう姿は全く遺憾と言

わざるを得ないと思ふのであります。このような政府提出法案に対しまして、わが日本社会党提案法案は、先ほど龍田委員が、これは非常に減税が多くて、地方の独自財源を侵すものであり、地方の財政を圧迫するものだといふようなことを申されたのであります。が、これはよくごらんをいただければ全く偽りでございまして、わが党は大衆課税の軽減はたいに行なうわけでございしますが、反面、先ほど意見として申し上げましたように、特権的な減免税の還元と自主財源の充実を、特に強調いたしておるわけでございまして、電気ガス税の大企業に対する減免措置の二割還元でありますとか、あるいは大企業の法人事業税の引き上げであるとか、こういう形において相当の税の増徴を考えており、さらにまたば消費税率の引き上げ、あるいは入場税と税の廃止の取りやめ、こういうものによって、差し引きまして実に三百六億圓地方財源は強化されるという結果に相なるのでございまして、この点は、一つ誤解のないように御理解をいただきたいと思ふのであります。

さらに、先ほど内閣を代表いたしまして、安井自治大臣が政府としての考え方をお述べになりました。それを拝聴いたしますと、すでに昭和三十七年度の予算案はもう衆議院を通過しております。そして政府の財政運営を考えた場合に、入場税と税制度の廃止を取りやめること、及びたばこ消費税率の引き上げといたしまして、国の財政運営に大きな支障を来すから、これはどうも、政府としては賛成できぬ、こういうふうなことを申されておるのであります。しかし私は、この言は全く

遺憾であると言わざるを得ません。それは、わが党は、かねがね予算に關係する各種法律は、予算案と同時に提出をして、並行的に審議を進めたいということ、絶えず主張いたしておつたのであります。しかるに、予算案は早く提出をせられました。昨年ほどおくれはしませんでした。地方税改正も相当地算よりはおくれて提出をされた。従つて、これが並行的に審議をされずならば、政府の言われるような理由は全くないのでございまして、むしろ政府の怠慢をわれわれの出しました改正案の反対理由に押しつけるごときとは全く筋の通らぬ話ではないか、私にはかように言わざるを得ないのであります。

以上のような点を申し上げまして、ぜひとも、自民党の各位を含めまして、わが日本社会党が提出いたしました地方税法の一部改正案に賛成をいたしたいのであります。私は最後に、従来の地方税に対する減税の歴史を振り返つてみたいと思つてあります。

われわれ社会党は、毎年々々地方税改正を国会に提案をいたしました。残念ながら、そのつど否決をせられましました。しかし、その後一年ないし二年たちますと、わが党提出の地方税法の改正が、いつの間にか政府の受け入れるところになりまして、政府提出の形をとつて現れて参つていたのであります。これは電気ガス税の問題についてもそうでありまして、あるいは白色専従者控除の問題についても同様であります。でありますから、いつも一年おくれにやるというのは、幾ら何でもまずいのでありますから、ことしは

一つ一年おくれということではなくて、従来ともいふわが党の修正案が、一年後、二年後には尊重せられるという結果を十分御考察いただきまして、これは一つすみやかに、わが党提出の地方税法の一部を改正する法律案に、満場一致御賛成をいただきますことを特にお願ひを申し上げます。日本社会党を代表いたしましての私の意見にいたしたいと思つ次第であります。(拍手)

○岡田委員 玉置一徳君。

○玉置委員 門司委員が病氣のために欠席いたしましたので、私がかわりまして民社党の意見を申し上げます。私は、民社党を代表いたしまして、政府提案にかかります地方税法の一部を改正する法律案並びに日本社会党の提出にかかる同法に対する修正案に反対しまして、討論を行ないます。ことに、あわせて現行法に対する私たちの改正点を説明いたしたいと思つてあります。さて、政府は今回、一つには大衆負担及び中小企業者の負担の軽減及び合理化、その他税負担の均衡化の推進をはかるために、住民税、事業税、飲食税、電気ガス税の改正を行なうと言ひ、二つには国、地方団体の税源配分の適正化措置の一環として、たばこ消費税率の引き上げ及びその課税標準の合理化並びに入場税の地方譲与の制度の廃止を行ない、その他地方税制の合理化をはかるために所要の規定の整備を行なうとして、地方税法の一部改正の法案の提案を見るに至つたのであります。

そこで政府案によりますと、昭和三十一年度の地方税の徴収見込み額は、

前年度当初見込み額に對しまして、自然増収千七百十億圓とし、これに對して減税による減収は二百七十三億圓、国からの地方への財源移管による増収は二百五十一億圓、差引前年度当初見込み額に對しまして、二・一％増の、千六百八十九億圓の増収を見込んでおいてゐるのであります。

私たちは、政府が各税目にわたつて減税を意圖され、かつはまた国からの地方団体への財源移管に努められたことに對しましては、多とするものであります。第一に減税を取り上げながら、全国の都道府県及び市町村を通じて、減税総額はわずかに二百七十三億にとどまつてゐることでありまして、このことは、自然増収見込みの千七百十億圓に對しまして、わずかに一割五分にすぎません。国税の場合同様、きわめて小規模の減税に終つたことでありまして、

第二点として、長年にわたつて地方の自主財源の確立の必要を叫ばれながら、しかも周囲の事情が、この根本的解決をはかるべき絶好の機会であるにもかかわらず、この好機をのがし、こそくな改正に終始したということでございます。

第三点は、多額の自然増収の見込まれる明年度こそ、大衆負担を思い切つて下げる事ができる。このときこそ税の不公平を、根本的に改正し得る好機であることは、前項と同じであります。が、これまた思い切つた改正ができ得なかつたことでもあります。次に、政府案の改正点につきま

て、若干個々に触れたいと思ひます。まず第一点は、住民税の減税でございます。県民税の減税は総額わずかに四億五千万圓にとどまり、市町村民税の減税六十一億圓を合計いたしまして、六十五億五千万圓にすぎません。地方税の中にあつて固定資産税と同様、普遍的な住民税の減税としては、まことに少ないと言わねばならぬと思ひます。国税減税の恩恵にはほとんど浴さないで、かえつて、固定資産税の評価がえ等のために、事実上増税になるであろうと見込まれます農家や零細業者にとりましては、それだけ住民税の減税が問題なのでございまして、この意味におきまして、もっと思い切つた減税を要求するものでございまして、

なお、このたびの政府改正案によりますと、道府県民税所得割につきまして比例税率を採用された結果、ある場合には低額所得者が負担が増大する一方、高額所得者の負担が減少するといふ、奇妙な現象を見ることになりまして、地方税自体のみにつきましては、大衆負担軽減にはなつていないで、住民の期待を裏切ることになるというところ、この意味におきましては、今回の比例税率の採用には反対せざるを得ないと思ひます。あるいはまた、給与所得者の勤労所得の割増し控除を、思い切つて増額して、事業所得者と勤労所得者との負担の均衡をはかるとか、障害者等に対する税額控除について、法定控除に改正するとか、この際、思い切つて改正なさるべきであると思ひます。

次に、事業税につきましても、全く同様なことが言えるわけです。個人事業税の基礎控除を思い切つて引き上げることにより、零細事業者の減税をさらに引き下げ、また農業に類する畜産業、水産業を非課税措置を講ずるというよりなことが、前の趣旨で望ましいことだと思ひます。これと関連いたしまして、農家の固定資産税の軽減措置の一環として、田畑に對する課税標準の改正とか、また逆に地価高騰抑制の見地から、休閑地に對し高率課税をする等、税制上の措置を講ずべきであつたと思つてわけ

次に、電気ガス税についてであります。が、本税については、国民の生活に直接結びつたものであり、かつはまた、わが国産業を動かす基礎となつてゐるものでありまして、対外競争という面から言つても、コスト高の原因となるもので、かかる税金はすみやかに全廃に持つていくべきであるとするのがわが党の基本方針でございます。特に国民大衆の日常炊飯用の電気にも課税をする等のことは、全く議論にもなり得ない悪税でありまして、この点政府におきまして、予算委員会の答弁等におきましても、しばしば言明されてゐる点でありまして、この観点からして、少なくとも今直ちに月五十キロ・ワットの消費に見合う月額六百円までは基礎控除とすべきことを要求するものであります。

次に、公衆街路灯の電気ガス税の減免についてであります。が、政府案は、公衆街路灯については、割引料金制度の適用される地域については、非課税とする措置をとらうとしてゐるのであります。が、これは御承知の通り東京、九州の両電力会社所管の地域だけが非課税となり、自余のものはそのままだ

という、全く不可解なる減税措置とな
るものであります。このような筋の通
らない話があり得るものでないの
であって、政府内部においてすら非常に
問題が多く、予算委員会その他におい
ても、率直にその不当を認めておい
でないのであります。この問題につ
いては、東京電力、九州電力は、料金の
値上げの際、電気供給規程において街
路灯の項をはっきりその他と区別した
が、その他の電力会社にはこの規程が
ないため、その他と区別することは困
難なため、街路灯だけを免税すること
は技術的に困難であると政府当局は説
明されておいでになるのであります
が、もともと戦前は、街路灯は他の分
に比しまして、料金そのものが三割低
かったものであります。占領行政中こ
れを廃止されたいわくつきのものであ
りまして、その公共性にかんがみま
す、今日なお値下げされずに放置され
ていること自体が誤りであると言わざ
るを得ないのであります。なお、東京
電力、九州電力以外の電力会社におき
ましては、電気供給規程には規定され
てはいないけれども、街路灯とその他
とを区別し得る台帳が、各社とも完備
していることは、かねてよりわが党の
指摘しているところでございまして、
これではあたかも他電力の料金値上げ
の際まで、じんぜん手をこまねいて
待つておるのではないかと疑わざるを
得ないのであります。これはど筋の通
らない問題を、そのまま放置するよう
なことでは、納税者の税法に対する、
大きくいえば国民の法律に対する信頼
度を失わしめることとなる結果を憂慮
するものでございまして、かかる観点
よりしまして、政府当局におきまして

は、すみやかにこれを改正することを
要求するものであります。
最後に、地方財源の強化の問題につ
いてであります。冒頭に申し上げま
した通り、この際思い切った強化措
置を講ずることあります。すなわち、
明年度予算委員会における予算組みか
えの際に明らかにしました通り、地方
交付税の交付率並びにたばこ消費税と
もに百分の三十に思い切つて引き上
げべきであります。この点につきま
しては全く社会党の修正案と同じでござ
います。しかも政府案におきまして
は、富裕地方団体としからざるものと
の均衡是正についての配慮が欠けてい
るものと言わざるを得ないのでありま
す。この問題につきましては、かねて
から問題になっているところでもあり
ますし、今般の減税のため収入減とな
りながら、しかも自然増の伸びの少な
いところでは、すでにこれが収入減に
対して腐心しているというのが実態で
ございまして、政府はすみやかにこれ
らの不均衡是正に取りかかる必要があ
ると思ひます。

以上、要するに政府案は、地方税並
びに税間の不合理是正におきまして大
衆課税の大幅減税、地方財源の確立と
不均衡是正につきましても絶好の好機
にかかわらず、思い切った改正の措置
がなされていないという意味で、遺憾
ながら反対の意思を表明せざるを得な
いのであります。
これが、私が民主社会党を代表いた
しまして反対を申し上げた趣旨でござ
います。

○園田委員長 以上で討論は終局いた
しました。
これより採決いたします。

まず、二宮武夫君外九名提出の修正
案について採決いたします。本修正案
に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立少数。よって、本
修正案は否決されました。
次に、原案について採決いたします。
地方税法の一部を改正する法律案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって、本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。
なお、ただいま議決いたしました法
律案に関する委員会報告書の作成等につ
きましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そ
のように決しました。
次回は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午前十一時十八分散会

〔参照〕
地方税法の一部を改正する法律案
〔内閣提出第四九号〕に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

地方委員会議録第十二号中正誤

ペシ段	行	誤	正
九下	表中	三行の次に道府県の項 と市町村の項とを区別 する縦線を入れるはず の誤り。	
二下	セ	及び所得税 及び所得 額	

昭和三十七年三月十日印刷

昭和三十七年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局